

2) 議会報告会について

栗山町議会など先行事例を見ると、議会基本条例の核心は、議会報告会などに見られるように、議会と住民の関係を見直して、これまで希薄であった両者の関係を強化することにあると考えられます。

議会への住民参加という点では、今回の条例案では、委員会の公開・傍聴者への資料提供・請願陳情の扱いなど、十分に手当てがなされていると思いますが、議会報告会についての条文は不十分だと思います。

そこで、以下のような趣旨の文言の追加を提言します。

議会報告会の開催について

必ず最低で年に1回の開催を義務付けるような文言を追加する。

3) 「議会図書室」について

条文上は、「議会図書室」について明記されていませんが、第10条に「議会は、情報機器の導入をはじめ、議員や町民のための情報、図書等を集積し、積極的に活用するための条件整備に努める」とあります。

議員の調査活動等のためには、議会図書室など一定の拠点が必要だと思います。しかし、東吾妻町については、町としての図書館は未設置で、住民への図書貸し出し等は公民館の図書室や吾妻郡図書館で対応していると思われます。よって、この図書等の集積について、議会図書室の整備を行うことは困難だと考えられます。そこで、この際、「議員や町民のための情報、図書等を集積」するために、町の部局等との連携も考慮してみてもどうか（例えば、公民館の図書室と連携する場合、教育課との連携が必要になると思われます）。

また、議会が収拾する情報等について、基本的には議員が積極的に活用することを想定していると思われますが、議会図書室を住民に開放している議会もあり、東吾妻町にあっても、是非、住民による利用も可能とする条文にするべきではないかと考えます。

第11条の議会事務局の機能充実の部分では、「調査や法務的内容について町部局との連携のもと、議会事務局の機能充実を図るよう努める」とありますから、第10条の充実のために、以下のような提言を行います。

第10条を以下のように加筆修正する。

「議会は、議員の政策研究や町民の町政への理解促進に資するために、町部局などとの連携のもと、情報機器の導入をはじめ、議員や町民のための情報、図書等の集積に努め、それらを議員と町民が積極的に活用するための環境整備を行う」

4) 全体を通して

全体としては、必要な条文が過不足なく整えられ、議会改革へ向けた東吾妻町議会の思いが伝わって来る条例案だと感じました。

今後は、条文化に留まらず、是非、実際の取り組みを継続的に実施して下さい。今後の取り組みに期待しております。

以上